

気象警報発表時の米飯給食について

令和8年4月24日
呉市教育委員会（学校施設課）

1 これまでの気象警報発令時における米飯給食の対応

気象警報発令時

➤ 当日の朝6時30分時点の状況により、各学校で「臨時休業」または「自宅待機」の判断
➔ 多くの学校で給食も中止しています。

その場合の給食の対応

➤ 米飯については、事業者への委託としており、炊飯作業は、朝6時30分より前の早朝から開始されているため、給食が中止となった場合は、これらを廃棄せざるを得ません。
➔ **大量の食品ロスが発生**

2 食品ロスに関する課題

臨時休業における食品ロス

➤ 市内小中学校（川尻・安浦地区、蒲刈学校給食調理場分を除く。）の給食を中止した場合に廃棄する米飯量
・約2.385kg/回（生米：約1,084kg相当）

➤ 環境省データ（平成25年度）
・児童・生徒1人あたりの給食による食品廃棄物量：約17.2kg/年



給食による食品ロスの減量化を目指して

3 令和8年度からの運用

- 令和8年度からは、**気象庁HPの「早期注意情報」が「高」とされている場合、前日の12時(正午)**に市教委で判断して、学校給食のうち、**米飯**の提供を停止します。(ただし、前日が日・祝日の場合は従前どおり米飯を提供します。)
- 前日に米飯給食を提供停止と判断したものの、臨時休業とならなかった場合は、各自で、**主食(米飯・パン)の持参**をお願いします。
(臨時休業とならなかった場合、副食・牛乳については提供します。)
- 提供を停止した場合の米飯の代金については、翌日以降の食材購入費に充てることとし、学校給食費からの減額は行いません。



気象庁
QRコード